

# Ⅲ 養育費の確保

# ひとり親家庭の養育費確保に関する取り組み

## 1. 養育費に関する規定の創設（15年4月施行）

母子及び寡婦福祉法を改正し、養育費支払いの責務等を明記した。

## 2. 強制執行手続の改善

### (1)平成15年の民事執行法改正（16年4月施行）

養育費等の強制執行について、より利用しやすくした（一度の申し立てで、将来の分についても給料等の債権を差し押さえることができるようにした。）。

### (2)平成16年の民事執行法改正（17年4月施行）

養育費等の強制執行について、直接強制（債務者の財産を換価して、そこから弁済を受ける方法）のほか、間接強制（不履行の場合には養育費債務とは別に上乗せの金銭（間接強制金）を支払うよう債務者に命じて、自ら履行することを心理的に強制する方法）も可能とした。

## 3. 養育費の取得に係る裁判費用の貸付（15年4月）

母子寡婦福祉資金の一環として、養育費の確保に係る裁判費用については、特例として生活資金を12か月分（約123万円）を一括して貸付けできるようにした。

## 4. 養育費算定基準の周知等（16年3月）

養育費の相場を知るための養育費算定表や、養育費の取得手続の概要等を示した「養育費の手引き」を作成(8千部)。母子家庭等に対する相談において活用してもらうべく各自治体に配布。

## 5. 離婚届出時等における養育費取り決めの促進策の実施（17年8月）

離婚する時などをとらえて、子の養育に関する法的義務について周知し、養育費の取決め書の作成を促すことが有効であると考えられることから、「養育費に関するリーフレット」を作成（40万部）し、市町村へ配布。

### （活用方法）

母子家庭等対策部署と戸籍事務等関係部署と連携の上、

- ① 離婚届用紙交付時に、養育費に関するリーフレットの配布
- ② 関係部署の窓口へのリーフレットの設置
- ③ 養育費の確保の促進に向けた広報活動

など、リーフレットを活用し、養育費の確保の促進策を実施。

## 6. 養育費相談機関の創設・拡充

### (1) 「養育費相談支援センター」の創設（19年度）

- ・母子家庭等就業・自立支援センターにおいて受け付けられた養育費の取り決め等に関する相談中の困難事例への対応や、養育費相談にあたる人材養成のための研修等を行う「養育費相談支援センター」を創設。
- ・養育費の意義や取り決め方法、養育費の支払いの確保の手続き、養育費相談支援センターの業務内容をまとめたパンフレットを作成し（21万部）、地方自治体に配布。

### (2) 養育費専門相談員を設置

- ・母子家庭等就業・自立支援センターに、養育費専門の相談員を新たに設置。（平成19年10月）
- ・養育費専門相談員の業務に、母子家庭の母が養育費の取り決め等のために家庭裁判所等へ訪れる際の同行支援を追加。（平成22年度）
- ・母子家庭等就業・自立支援センター事業において、弁護士による養育費の法律相談も実施（平成28年度）

## 7. 民法等の一部改正（平成24年4月1日施行）

- ・改正法において、協議離婚で定めるべき「子の監護について必要な事項」の具体例として、①親子の面会交流、②子の監護に要する費用の分担等について条文上に明示。
- ・離婚届に取り決めの有無のチェック欄を設ける。
- ・法務省、最高裁判所と連携して、養育費の取り決めを促すためのリーフレットを作成。市町村の戸籍の窓口や児童扶養手当の窓口、裁判所などで配付。

### （参考）

#### ○母子及び父子並びに寡婦福祉法

##### （扶養義務の履行）

第5条 母子家庭等の児童の親は、当該児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童の養育に必要な費用の負担その他当該児童についての扶養義務を履行するように努めなければならない。

2 母子家庭等の児童の親は、当該児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童を監護しない親の当該児童についての扶養義務の履行を確保するように努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、母子家庭等の児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童を監護しない親の当該児童についての扶養義務の履行を確保するために広報その他適切な措置を講ずるように努めなければならない。

#### ○民法

##### （離婚後の子の監護に関する事項の定め等）

第766条 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。

2 前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、同項の事項を定める。

##### （扶養義務者）

第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

2・3 （略）

# 養育費相談支援センター事業

## 目指すべき方向

- |             |             |             |   |                      |
|-------------|-------------|-------------|---|----------------------|
| ○養育費の取決め率の増 | (母子家庭) 約43% | (父子家庭) 約21% | ➔ | ○ひとり親家庭の生活の安定        |
| ○養育費の受給率の増  | 約24%        | 約3%         |   | ○ひとり親家庭で育つ子どもの健やかな成長 |
- (平成28年度全国ひとり親世帯等調査)

## 養育費相談支援センター設置の趣旨

- 夜間・休日を含め利用しやすく、簡易・迅速な養育費の取り決めや確保をサポートする相談機関の確保を図る。
- 国においては、相談担当者の養成と各地の相談機関の業務支援を行う。

## 養育費の相談支援の仕組み

国（厚生労働省）が養育費相談支援センターに委託して実施（平成19年度創設）

【委託先：（公社）家庭問題情報センター（FPIC）】

- 養育費に係る各種手続等に関する分かりやすい情報の提供  
→ホームページへの掲載、パンフレット等の作成
- 地方公共団体等において養育費相談に対応する人材の養成のための各種研修会の実施
- 母子家庭等就業・自立支援センター等に対する困難事例への支援
- 母子家庭等からの電話、メールによる相談対応
  - ・電話相談：0120-965-419（携帯電話、PHS以外）、03-3980-4108
  - ・メール相談：info@youikuhj.or.jp
  - 〔相談時間：平日（水曜日を除く）10:00～20:00  
水曜日 12:00～22:00 土・祝日 10:00～18:00〕

（参考）平成28年度実績：・相談延べ件数：7,984件、・研修等の実施：83回

地方自治体（都道府県等）が直営又は委託して実施

母子家庭等就業・自立支援センター

- リーフレット等による情報提供
  - 養育費の取り決めや支払いの履行・強制執行に関する相談・調整等の支援
  - 母子家庭等への講習会の開催
  - 弁護士による法律相談（平成28年度から）
- （参考）平成28年度実績

都道府県	指定都市	中核市	合計
47か所	20か所	45か所	112か所

- ・うち養育費相談実施か所数：83か所
- 養育費専門相談員による相談延べ件数：5,716件
- 養育費専門相談員の設置：45か所、99人

・研修  
・サポート

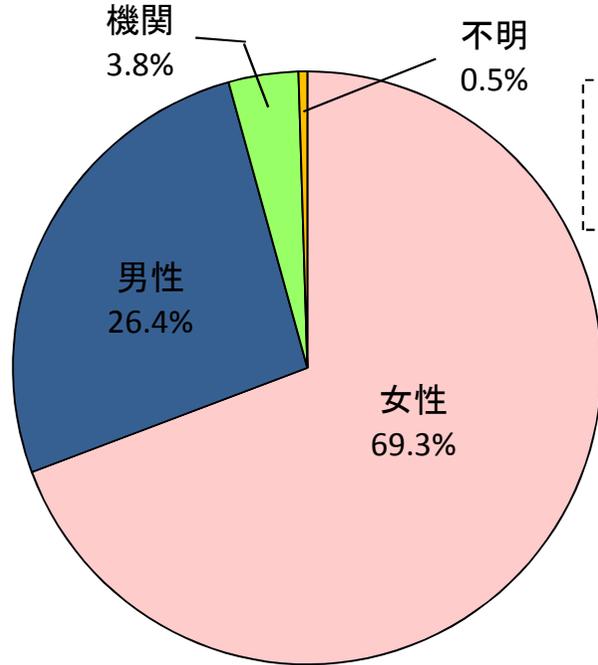
・困難事例  
の相談

# 養育費相談支援センターにおける相談実績等（平成28年度）

## 相談支援

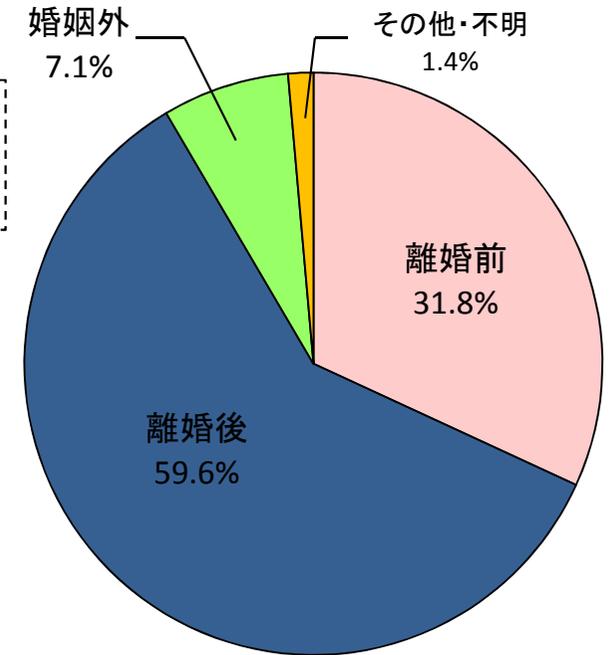
### 相談者別内訳（N = 6,592）

○女性が69.3%、男性が26.4%と女性からの相談が多くを占める。



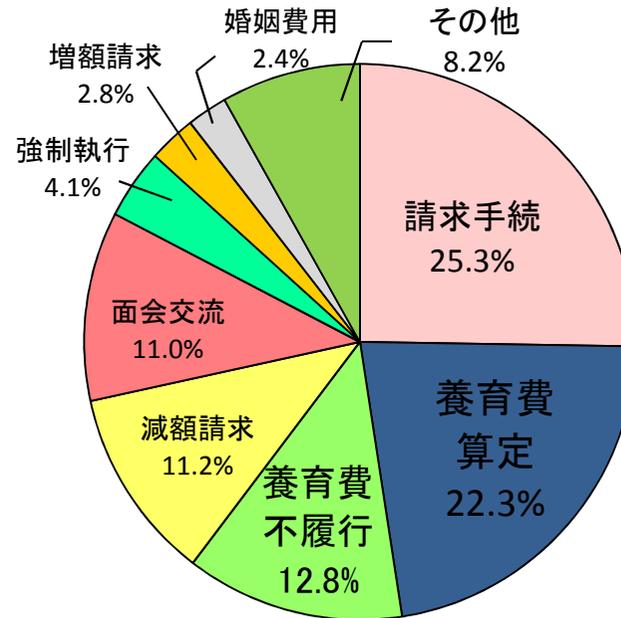
### 相談時期内訳（N = 6,592）

○離婚後が59.6%、離婚前が31.8%と離婚後の段階での相談が多くを占める。



### 相談内容内訳（N = 7,984）※複数選択有

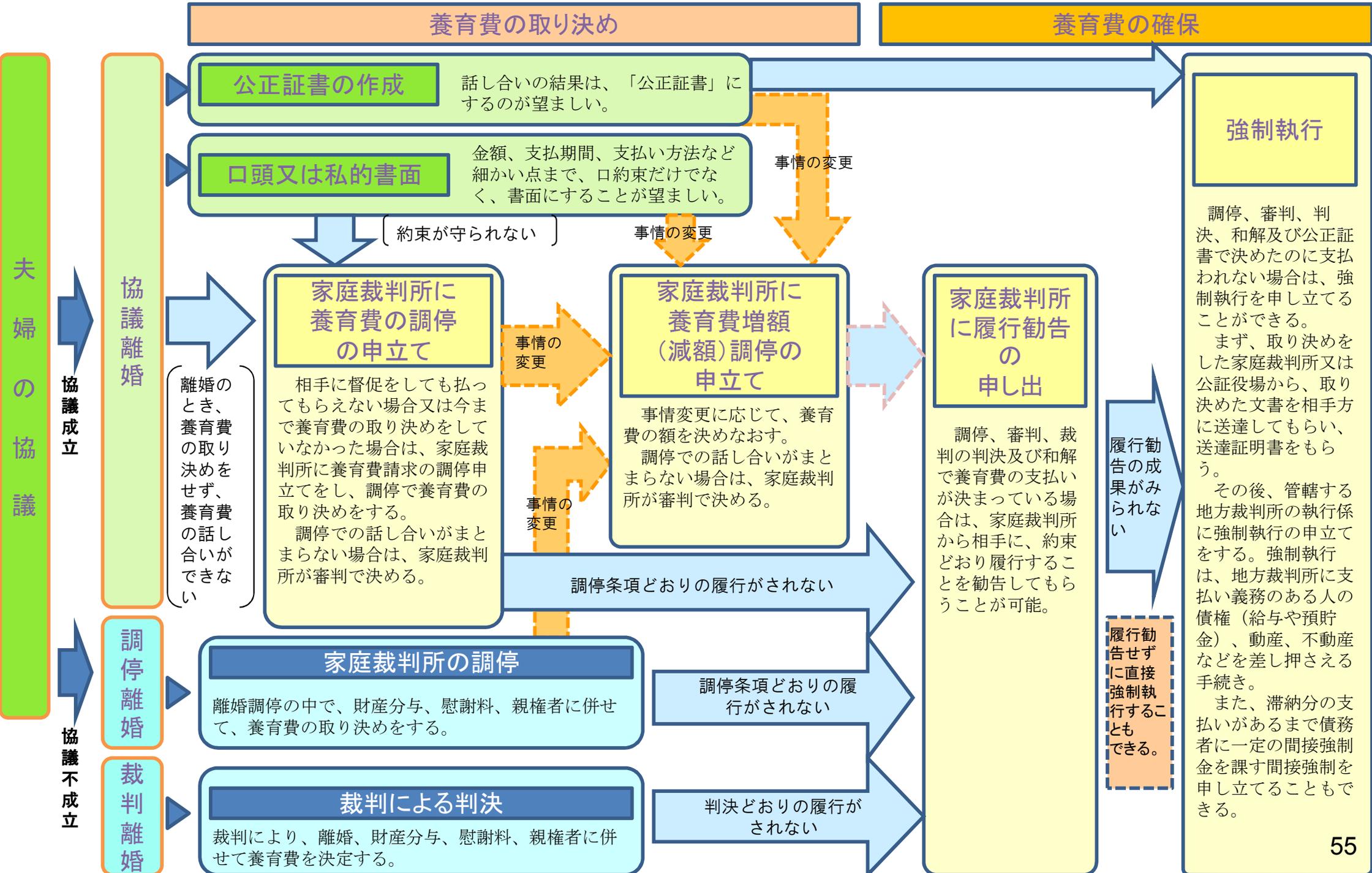
○請求手続が25.3%と最も多く、養育費の算定が22.3%、養育費の不履行が12.8%と続いている。



## 研修実施

- 母子家庭等就業・自立支援センターの養育費専門相談員や母子・父子自立支援員を対象とした全国研修会の実施  
・ 7月、9月に開催
- 地方公共団体の行う研修に対する研修講師の派遣等：83か所

# 養育費の取り決めと確保に関する司法手続



## 養育費の取り決め

## 養育費の確保

### 公正証書の作成

話し合いの結果は、「公正証書」にするのが望ましい。

### 口頭又は私的書面

金額、支払期間、支払い方法など細かい点まで、口約束だけでなく、書面にすることが望ましい。

〔約束が守られない〕

事情の変更

事情の変更

### 家庭裁判所に養育費の調停の申立て

相手に督促をしても払ってもらえない場合又は今まで養育費の取り決めをしていなかった場合は、家庭裁判所に養育費請求の調停申立てをし、調停で養育費の取り決めをする。  
調停での話し合いがまとまらない場合は、家庭裁判所が審判で決める。

### 家庭裁判所に養育費増額(減額)調停の申立て

事情変更に応じて、養育費の額を決めなおす。  
調停での話し合いがまとまらない場合は、家庭裁判所が審判で決める。

### 家庭裁判所に履行勧告の申し出

調停、審判、裁判の判決及び和解で養育費の支払いが決まっている場合は、家庭裁判所から相手に、約束どおり履行することを勧告してもらうことが可能。

### 強制執行

調停、審判、判決、和解及び公正証書で決めたのに支払われない場合は、強制執行を申し立てることができる。  
まず、取り決めをした家庭裁判所又は公証役場から、取り決めた文書を相手方に送達してもらい、送達証明書もらう。  
その後、管轄する地方裁判所の執行係に強制執行の申立てをする。強制執行は、地方裁判所に支払い義務のある人の債権（給与や預貯金）、動産、不動産などを差し押さえる手続き。  
また、滞納分の支払いがあるまで債務者に一定の間接強制金を課す間接強制を申し立てることもできる。

履行勧告の成果がみられない

履行勧告せず直接強制執行することもできる。

調停条項どおりの履行がされない

調停条項どおりの履行がされない

判決どおりの履行がされない

夫婦の協議

協議成立

協議離婚

離婚のとき、養育費の取り決めをせず、養育費の話し合いができない

調停離婚

協議不成立

裁判離婚

### 家庭裁判所の調停

離婚調停の中で、財産分与、慰謝料、親権者に併せて、養育費の取り決めをする。

### 裁判による判決

裁判により、離婚、財産分与、慰謝料、親権者に併せて養育費を決定する。

# 養育費の相談内容(Q&A)

## 養育費の請求

### 【質問】

養育費は要らないと言って協議離婚しましたが、今からでも請求できますか？

### 【回答】

養育費は子どものためのものですから、約束した当時と事情が変わって養育費が必要になれば請求することができます。

まずは、相手とよく話し合ってください。

ただし、相手も養育費は要らないものとして生活設計を立てているということも考えられますから、養育費の協議は難航するかもしれません。

養育費を必要とするようになった事情をよく相手に理解してもらうことが大切です。

話し合いがつかないときは調停を申立てることができます。

## 養育費の不履行

### 【質問】

書面で約束した養育費が支払われなくなりましたが？

### 【回答】

私的な書面の場合、相手に督促しても支払われないときは、その書面では強制執行はできません。

私的書面の内容を根拠に簡易裁判所や地方裁判所の民事訴訟等の手続によって請求することも可能ですが、実際には将来分の養育費と併せて、改めて家庭裁判所に調停を申立てて請求することが多いようです。相手と話し合いができるようなら、公正証書を作成するとよいでしょう。

その場合は、約束を守らなかった場合には強制執行ができるという認諾条項の付いた公正証書を作成することをおすすめします。

## 面会交流と養育費

### 【質問】

子どもと会わせずに養育費をもらいたいのですが？

### 【回答】

養育費と子どもに会うこと（「面会交流」と呼んでいます）とは別の問題です。

面会交流を実施しなくても養育費を請求することはできます。

しかし、子どもに会うことは養育費を支払う励みになることでしょうし、別れた親と子が良い関係を持つようにすることは子どもの成長にとっても大切なことです。

会わせることが難しいような事情がある場合には、最近の子どもの様子を知らせたり、写真などを送ってあげるという方法もあります。

## 相手の所在がわからないとき

### 【質問】

養育費の請求の調停を申し立てようと考えていますが、離婚後連絡が取れなくなり、困っています。どうしたらよいでしょうか。

### 【回答】

調停を進めるには、相手に調停などの通知をする必要がありますから、調停の申立時には、相手の住所（郵便の届く住所）を記載する必要があります。

相手の住所を調べるには、相手の「戸籍の附票」を取り寄せる方法と、元の「住民票」から転居先を調べる方法があります。連絡先が分からなくなって何年も経っているような場合には、相手の本籍地の市役所等から「戸籍の附票」を取り寄せるとよいでしょう。「戸籍の附票」には相手が届け出た「住民票」上の住所が載っています。

相手が比較的最近、転居したが転居先がわからないという場合には、それまで「住民票」があった住所の市役所等で「除かれた住民票」を請求することができます。

「戸籍の附票」も、「除かれた住民票」も、請求するときは、請求する側の戸籍謄本や本人確認のための資料を示して、子どもの親であることを明確にし、「裁判所に提出する必要がある」という理由を示すことが必要です。

# 民法における面会交流、養育費等の取決めの明確化

【「民法等の一部を改正する法律」（平成23年6月3日公布）における民法の改正内容】

（平成24年4月1日施行）

## 改正後

（離婚後の子の監護に関する事項の定め等）

- 第766条 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。
- 2 前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、同項の事項を定める。
- 3 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、前二項の規定による定めを変更し、その他子の監護について相当な処分を命ずることができる。
- 4 前三項の規定によっては、監護の範囲外では、父母の権利義務に変更を生じない。

## 改正前

（離婚後の子の監護に関する事項の定め等）

- 第766条 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者その他監護について必要な事項は、その協議で定める。協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、これを定める。
- （新設）
- 2 子の利益のため必要があると認めるときは、家庭裁判所は、子の監護をすべき者を変更し、その他監護について相当な処分を命ずることができる。
- 3 前二項の規定によっては、監護の範囲外では、父母の権利義務に変更を生じない。

# (参考) 離婚届の様式(記載例)

離婚届		受理 平成 年 月 日	発送 平成 年 月 日
		第 号	第 号
平成24年4月10日届出		送付 平成 年 月 日	長印
東京千代田区長 殿		第 号	第 号
		書類調査	戸籍記載
		記載調査	調査票
		附票	住民票
		通知	
(1) 氏名	夫 氏 氏名 氏名 氏名	妻 氏 氏名 氏名	
生年月日	昭和54年1月1日	昭和55年2月3日	
住所	東京都千代田区霞が関 1丁目1番地1号	千葉県那覇市樋川 1丁目1番地1号	
本籍	東京都千代田区丸の内 1丁目1番地		
離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚	<input type="checkbox"/> 調停	<input type="checkbox"/> 審判
婚姻前の氏に	夫は <input checked="" type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる	<input checked="" type="checkbox"/> 妻は <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる	
同居の期間	平成19年1月から	平成24年2月まで	
別居する前の住所	東京都千代田区霞が関 1丁目1番地1号		
別居する前の世帯のおもな仕事	<input checked="" type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用労働者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)		
夫妻の職業	夫の職業	妻の職業	
届出人	夫 氏名 氏名	妻 氏名 氏名	
署名押印	氏名 氏名	氏名 氏名	
事件簿番号			

## 記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。  
 筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。  
 本籍地でない役場に出すときは、2通または3通出してください(役場が相当と認めたときは、1通で足りることもあります)。また、そのさい戸籍謄本も必要です。  
 そのほかに必要なもの 調停離婚のとき-調停調書の謄本  
 審判離婚のとき-審判書の謄本と確定証明書  
 和解離婚のとき-和解調書の謄本  
 認諾離婚のとき-認諾調書の謄本  
 判決離婚のとき-判決書の謄本と確定証明書

証人 (協議離婚のときだけ必要です)			
署名押印	甲山 存助 印	2川 竹子 印	
生年月日	昭和13年6月10日	昭和15年8月30日	
住所	東京都中野区野方 1丁目34番地1号	東京都世田谷区若林 4丁目31番地18号	
本籍	東京都杉並区合川 2丁目1番地	東京都千代田区永田町 1丁目1番地	

- 父母がいまだ婚姻しているときは、母の氏は書かないで、名だけを書いてください。養父母についても同じように書いてください。  
には、あてはまるものに□のようにしるしをつけてください。
- 今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください(この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります。)
- 同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。  
 (面会交流)  
取決めをしている。  
まだ決めていない。  
 (養育費の分担)  
取決めをしている。  
まだ決めていない。  
 (未成年の子がいる場合に父母が離婚をするときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。)

# 民法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

参議院 平成23年5月26日

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 ～ 十 (略)

十一 離婚後の面会交流及び養育費の支払い等について、児童の権利利益を擁護する観点から、離婚の際に取決めが行われるように明文化された趣旨の周知に努めるとともに、面会交流の円滑な実現及び継続的な養育費支払い等の履行を確保するための制度の検討、履行状況に関する統計・調査研究の実施等、必要な措置を講ずること。

十二(略)

衆議院 平成23年4月26日

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 ～ 四 (略)

五 離婚後の面会交流及び養育費の支払い等について、児童の権利利益を擁護する観点から、離婚の際に取決めが行われるよう、明文化された趣旨の周知に努めること。また、その継続的な履行を確保するため、面会交流の場の確保、仲介支援団体等の関係者に対する支援、履行状況に関する統計・調査研究の実施など、必要な措置を講ずること。

六 ～ 十一(略)

# 養育費等支援事業（「母子家庭等就業・自立支援事業」のメニュー事業の一つ）

## 目的

- 母子家庭の母等の養育費の確保のため、身近な地域での養育費の取り決めなどに関する専門知識を有する相談員等による相談対応や、継続的な生活支援を必要としている家庭への支援を総合的に行うことにより、母子家庭等の生活の安定と児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

## 事業内容

- 養育費に関する専門知識を有する相談員を配置し、①養育費取得のための取り決めや支払いの履行・強制執行の手続に関する相談や、②リーフレット等による情報提供、③養育費の取り決め等のために家庭裁判所等へ訪れる際の同行支援、④講演会の開催等を実施する。
- 弁護士による離婚前・離婚後の養育費取得のための取り決めや支払いの履行・強制執行に関する法律相談を実施する。
- 地域の母子生活支援施設等の相談・支援機能を活用して、そのノウハウを活かした相談等の生活支援を継続的に行う。

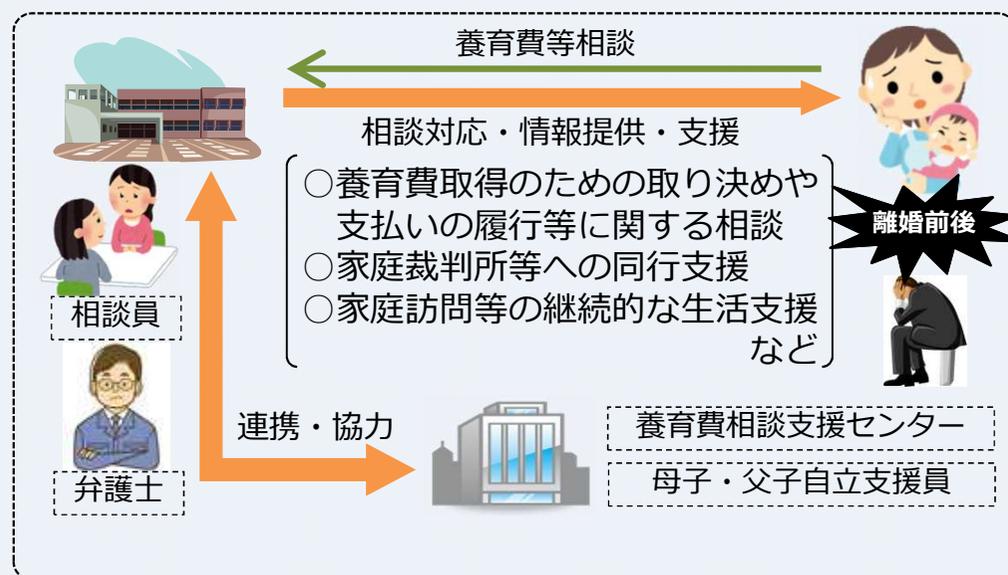
## 実施体制・実施方法

- 養育費相談においては、養育費の取り決めを促進する観点から、養育費相談支援センターや市区町村の相談窓口等の関係機関との連携を図り、積極的に離婚前の者に対して実施する。  
また、平日夜間・土日祝日や、DV被害者等への配慮など母子家庭の母等の生活実態やニーズ等を踏まえて実施する。
- 弁護士相談は、養育費のほか、離婚、親権、面会交流、慰謝料や財産分与などの法律問題にも応じる。
- 生活支援においては、母子家庭の母等の職場や家庭を訪問する巡回相談などの継続的な生活支援を行うとともに、地域の母子・父子自立支援員や相談関係者と密接な連携を図る。

【実施主体】 都道府県・市区・福祉事務所設置町村  
（事業の全部又は一部を委託可）

【補助率】 国1/2、都道府県等1/2

【30予算案】 母子家庭等対策総合支援事業(122億円)の内数



# 面会交流支援事業（「母子家庭等就業・自立支援事業」のメニュー事業の一つ）

※平成24年度から実施

## 目的

- 平成23年6月に公布された民法改正法において協議離婚で定めるべき「子の監護について必要な事項」として、親子の面会交流が明示された。
- 面会交流が子どもの健やかな育ちを確保する上で有意義であること、養育費を支払う意欲につながるものであるため、継続的な面会交流の支援を行うことにより、面会交流の円滑な実施を図る。

## 事業内容

- 事前相談、支援内容の決定、面会交流援助等を適切に実施できる面会交流支援員を配置
- 支援の対象
  - ・ 面会交流の取り決めを行っていて、父母間で合意があり、原則として児童扶養手当受給者と同等の所得水準にある、概ね15歳未満の子どもとの面会交流を希望する別居親又は子どもと別居親との面会交流を希望する同居親
- 別居親又は同居親からの申請により、両者に対し必ず事前相談を実施するとともに、支援の内容、方法、日程、実施頻度等を記載した面会交流支援計画を作成
- 支援計画に基づき、面会交流当日の子どもの引き取り、相手方への引き渡し、交流の場に付き添うなどの援助を実施



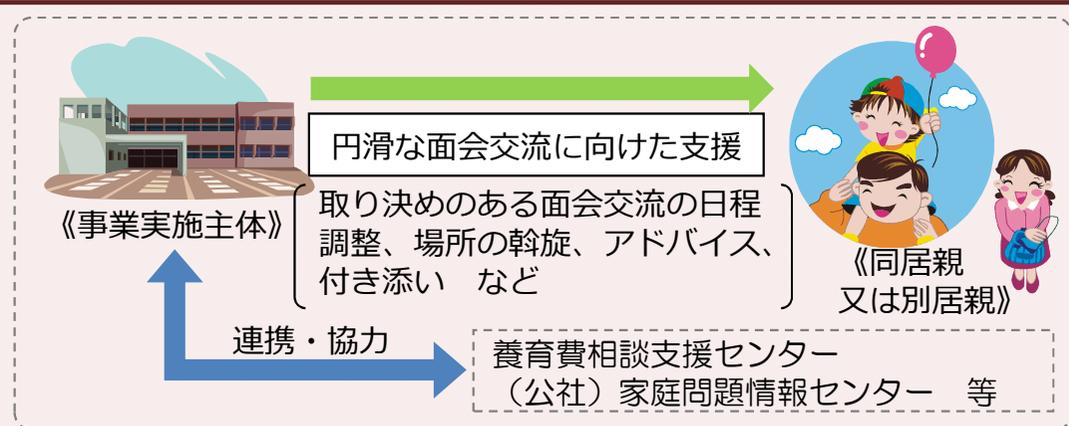
## 実施体制・実施方法

- 援助の実施頻度は原則として1月に1回まで、支援期間は最長で1年間
- 支援員は、子どもの受け渡しや付き添いの際には、子どもの心情に十分配慮した対応を行う
- 必要に応じ、可能な範囲において、交流場所の斡旋を行う
- 専門的見地からの指導・助言ができる民間団体等に再委託も可

【実施主体】 都道府県・市区・福祉事務所設置町村  
(事業の全部又は一部をNPO法人等に委託可)

【補助率】 国1/2、都道府県等1/2

【30予算案】 母子家庭等対策総合支援事業(122億円)の内数



	26年度	27年度	28年度
実施自治体数	3自治体	5自治体	8自治体(*)
相談件数	300件	602件	742件
支援実世帯数	23世帯	21世帯	55世帯

\*千葉県、東京都、熊本県、静岡市、浜松市、北九州市、高松市、明石市